

2026年3月27日

各位

『立木伐採後の再造林資金の管理に関する覚書』の締結について(案)

(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会

国内森林の再造林を促進するための信託の活用
～立木伐採後の再造林資金の管理に関する覚書の締結について～

一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会（(※1)以下「国活協」）は、三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 大山 一也、以下「三井」と立木伐採後の再造林資金の管理に関する覚書（以下「本覚書」）を締結しましたのでお知らせします。

本覚書に基づいて、三井において、4月中を目途に「再造林資金管理信託」（以下「本商品」）の取扱いを開始します。

国活協及び三井は、協力して信託（特約付金銭信託）の機能を活用した本商品を提供することを通じて、国（林野庁）の林業施策と協調した、社会的価値の高い仕組みの実現を目指します。

1. 覚書締結の趣旨・背景

我が国においては、伐採された跡地の再造林(※2)の実施率が低い水準にとどまっている現状にあり、国内林業における大きな課題となっています。そこで、国活協は、インターネット上に『立木取引市場』(※3)を設け、立木取引の効率化、円滑化を進めるとともに、伐採後の森林が確実に再造林されるよう、立木の販売代金のうち、その跡地を再造林するために必要な資金相当額を信託することで再造林の実施を担保する仕組みを検討してきました。

三井住友トラストグループは、「託された未来をひらく」をパーパスとして定義し、「社会的価値と経済価値創出の両立」を経営の根幹に据え、「資金・資産・資本の好循環」の実現を目指しており、国活協の取組みを応援する金融商品を提供することは、林業の社会課題の解決に資するものであり、当グループのパーパスにも合致することから、今般、国活協と再造林資金管理に信託を活用した枠組みの構築、実施、運用に関する覚書を締結しました。

2. 本覚書の概要

国活協及び三井は、それぞれ次の役割を担いつつ、相互に協力するものとしています。

- (1) 国活協は、『立木取引市場』を通じて、立木売買の活性化、再造林資金の確保（立木の売主および当社への指示）、再造林実施のための関係者調整及

び指導等を行うこと

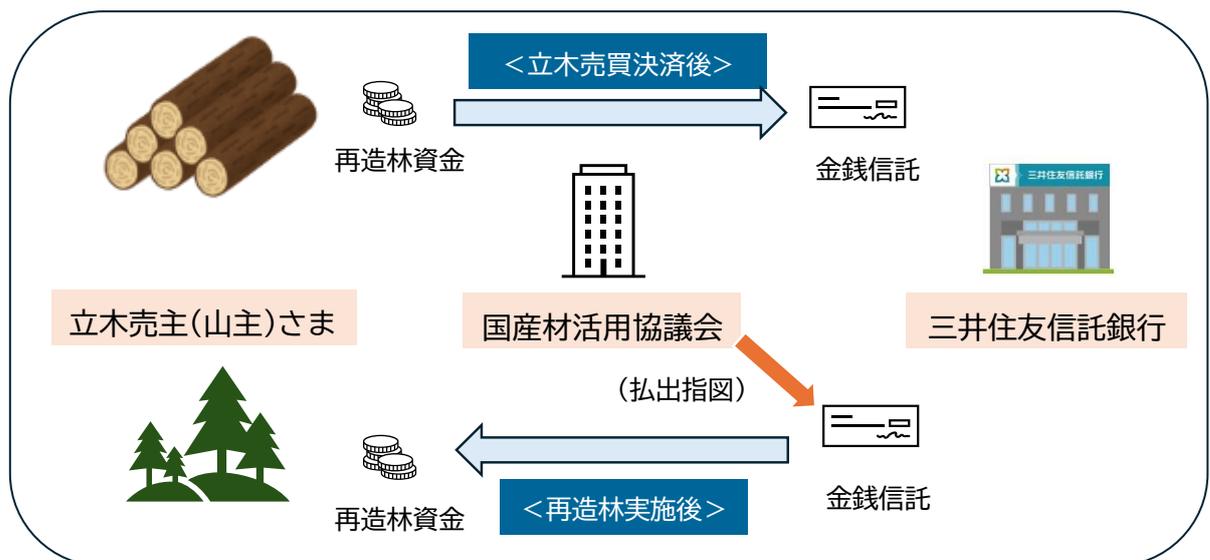
- (2) 三井は、国活協の指図に基づいて、再造林資金を信託の手法を用いて安全に管理し、立木の売主または国活協に当該資金を交付すること

3. 制度の概要

本覚書に基づいて、国活協と当社で構築する再造林資金管理の枠組み（制度）は、以下のとおり。

- (1) 立木売主（山林の所有者）は、国活協が運営する『立木取引市場』を通じて、立木売買契約を締結、売買代金のうち、跡地の再造林費用相当額を金銭信託（特約付金銭信託）に預け入れる（本商品）。
- (2) 売主が再造林を実施後、国活協が実施内容を確認のうえ、本商品の受託者である当社に信託金の支払を指図、売主は信託金を受領する。
- (3) 売主が再造林を実施しない場合には、国活協が売主に代わって信託金を受領し、再造林を実施する（再造林の実施を確保）。

<再造林資金管理の流れ>



4. 今後の取組みについて

国活協は『立木取引市場』の周知・広報を進めるため、全国7か所程普度での説明会を開催し、立木の出品者及び購入希望者の募集・斡旋・働き掛け等に取り組みとともに、売買契約の成立に向け、出品者・購入希望者のマッチングに努める考えです。併せて、制度の円滑な運営に必要な改善措置や関係機関等への協力要請なども進める考えです。

三井は、4月中を目途に、当社の国内営業拠点において、本商品の取扱を開始する予定です。また、2020年8月に国内初の「森林信託」を受託、2025年1月に伐採跡地を取得して再造林する事業会社「日本森林アセット株式会社」

(住友林業株式会社との合弁事業会社) への出資比率を引き上げる等、国内森林の保全につながる信託・金融スキームの開発を続けてきており、本商品の取扱い開始後も引続き、自然資本の保全に資する商品・事業開発に取り組む予定です。

(※1) 一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会(国産材活用協議会、「国活協」)について

広く国産材の活用を訴え需要を拡大することで森林再生を促進することを目的として設立された一般社団法人です。

『立木取引市場』の運営を実質的に担うとともに、本商品においては「指図者」として、各種取引・手続きの指図を行うこととなります。

『立木取引市場』を通じて成立した立木売買においては、立木の売主(以下、「売主」。本商品の委託者)が再造林義務を負うこととされており、売主が再造林義務を履行しない場合には、国活協が、本商品の信託金を代理で受領したうえで、売主に代わって再造林を実施します。

(※2) 再造林: これまでに造成した人工林を伐採し、再度人工林を造成すること

(※3) 『立木取引市場』: 国活協が運営する、持続性が担保された木材流通のための立木取引のマッチングサイト。立木の売主と買主をマッチングして立木売買取引の成立を支援するウェブサイトで、令和5年度・6年度に林野庁の助成により開発されたもの。

以 上